

大分県支部情報

★面接相談は、お電話でご予約の上お越し下さい。

面接相談 毎月第2・4金曜日

※祝日・年末年始・お盆期間除く

※相談会場は大分市内です

刑事処分・行政処分の相談不可（裏面参照）

2021年 相談日

7月 9日

8月 27日

9月 10日・24日

10月 8日・22日

11月 12日・26日

12月 10日・24日

2022年 相談日

1月 14日・28日

2月 25日

3月 11日・25日

4月 8日・22日

5月 13日・27日

6月 10日・24日

面接相談の予約・お問合せ

☎097-536-1458

予約受付 月～金（祝日を除く）

9:00～17:00

（公財）日弁連交通事故相談センターとは

日本弁護士連合会（日弁連）が、基本的人権の擁護と社会正義の実現を図るため、昭和42年、運輸大臣（現国土交通省）の許可を得て設立した財団法人です。そして、平成24年4月に、内閣府から公益法人認定を受け、従来の財団法人から公益財団法人に移行しました。

運営は弁護士が当たり、自動車事故に関する損害賠償問題の適正かつ迅速な処理を促進し公共の福祉の増進に寄与することを目的として、現在、全国156か所で面接相談を、うち42か所の本・支部では示談あっ旋及び審査を、**弁護士が無料**で行っています。

* 当センターは、国（国土交通省）・関係団体からの補助金、日弁連・弁護士や皆様方からの寄付金などで運営されています。

日弁連交通事故

検索



<https://n-tacc.or.jp>

備考



相談会場：大分県弁護士会館

〒870-0047 大分市中島西

1-3-14 一方通行に御注意

左記 QR コードを読み取り、事前に場所をご確認の上お越し下さい。

N-TACC

NICHIBENREN TRAFFIC ACCIDENT CONSULTATION CENTER

弁護士
による

交通事故解決の お手伝い

大分県支部のご案内



相談料
無料

（公財）日弁連交通事故相談
センター大分県支部

電話相談

全国で待機する弁護士が、お電話で、交通事故の損害賠償問題に関するご相談をお受けしています。

相談時間は、**お一人様10分程度**です。

月～金（土・日・祝日を除く）10:00～16:30

0570-078325

※毎月10日は、19:00までつながります。

※10日が休日の場合は、休日明けの平日に実施します。

示談あっ旋 無料

交通事故による損害賠償の交渉で相手方（保険会社・共済等担当者等）と話し合いがつかないときに、当センターの弁護士が**公正・中立な立場**^(*)で、事件が解決（示談が成立）するようお手伝いします。

なお、申立手数料や示談成立時の成功報酬や謝礼等の費用は一切かかりません。

(*) 示談あっ旋担当弁護士は、申し立てされた方の代理人ではありません。

示談あっ旋ご希望の方

まず、面接相談をお受けください。示談あっ旋に適する事案と弁護士が判断した場合に、示談あっ旋のお申込が可能です。

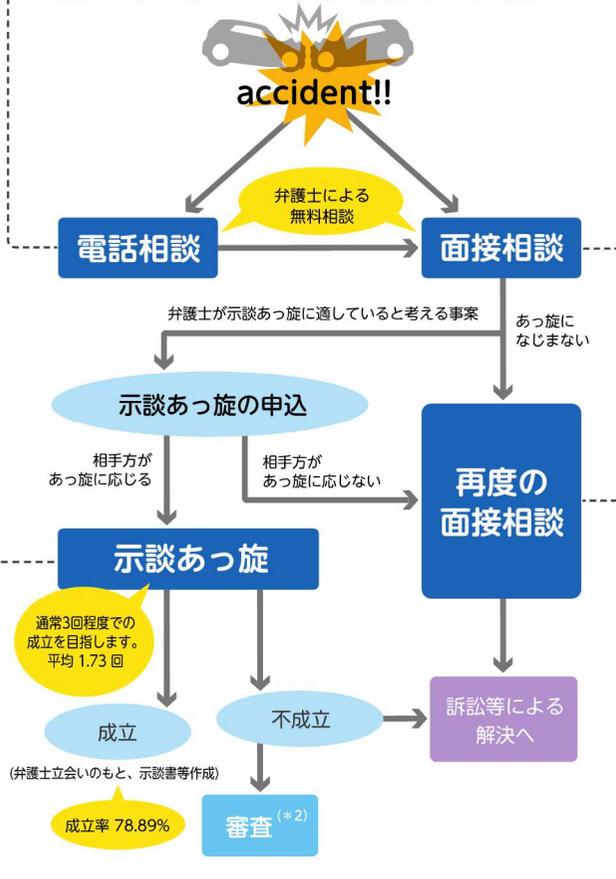
示談あっ旋が可能な事案

自賠責保険・共済に加入が義務づけられている車両による「**自動車**」事案に限りです。

人損を伴う事故：損害賠償義務者の保険の有無にかかわらず可。物損がある場合、物損も同時に示談あっ旋可。

物損のみの事故：損害賠償義務者が一定の保険または9共済に加入している場合に可能。

当センターのご利用の流れ



(*)2 9共済案件の審査制度

以下9共済の示談あっ旋が不調となった場合、審査手続に移行可能です。

被害者救済のため、当センターの活動に賛同いただいている9共済は、当センターの審査委員会が出す結論を尊重していただいています。

- ① 全労済（全国労働者共済生活協同組合連合会）
- ② 教職員共済生協（教職員共済生活協同組合）
- ③ JA共済連（全国共済農業協同組合連合会）
- ④ 自治協会（全国自治協会）・町村生協（全国町村職員生活協同組合）
- ⑤ 都市生協（生活協同組合全国都市職員災害共済会）
- ⑥ 市有物件共済会（全国市有物件災害共済会）
- ⑦ 自治労共済生協（全日本自治体労働者共済生活協同組合）
- ⑧ 交協連（全国トラック交通共済協同組合連合会）
- ⑨ 全自共（全国自動車共済協同組合連合会）、全自共と日火連（全日本火災共済協同組合連合会）

面接相談 相談料無料

弁護士が、お持ちいただいた資料などを拝見しながら、ご相談にお答えします。

電話相談よりも、より詳しい助言が可能になります。相談時間は、**お一人様30分**です。

相談所にお電話でご予約の上、お越しください。
無料面接相談のご利用は**お一人様5回**までです。

ご相談できる内容

自賠責保険・共済への加入が義務づけられている「**自動車・二輪車**」等による、国内で起きた**交通事故の民事問題**についてです（刑事処分・行政処分の相談はできません）。
民事問題とは、損害賠償額の算定、賠償責任の有無、過失割合、賠償義務者、損害の請求方法、時効などです。

ご用意いただきたい資料

- 交通事故証明書、事故状況を示す図面、現場・物損等の写真
- 診断書、診療報酬明細書 後遺障害診断書
- 事故前の収入を証明する資料
- 相手方からの賠償額の提示書 など

※面接相談ご予約の際に、ご確認ください。

当センターの6つのポイント

1 国の認定を受けた
公益財団法人
公正・中立だから安心

2 国からの補助金等で
相談費用無料
原則5回まで相談可

3 豊富な相談実績
年間**31,407件**
令和2年度実績

4 高い示談成立率
78.89%
令和2年度実績

5 相談・示談あっ旋は
弁護士
が対応

6 北海道から沖縄まで
全国156か所
に相談所があります